

あなたの暮らしに寄りそう

// 障害福祉サービス //

のんない
のこ案内



もくじ

障害者のための福祉サービス

1.まずは相談してみる	3
2.自宅で受けるサービス	4
3.外出を支援するサービス	5
4.住まいの場としてのサービス	6
5.施設に通うサービス	7
6.就労に関するサービス	8
7.福祉用具	9
8.コミュニケーションのサポート	10

このパンフレットで紹介するサービスは、原則として以下の人に対象としています。

身体障害者

- ・身体障害者手帳をお持ちの人

知的障害者

- ・療育手帳をお持ちの人

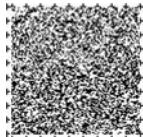
・療育手帳がない場合は、更生相談所(または、こども家庭センター)が認めた人

難病等の人

- ・医師の診断書がある人

・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの人など

どんなサービスが
使えるのかな?



サービスを利用するときの費用

1. 利用者が負担する費用	11
2. 自己負担の上限月額	13
3. サービス利用料の減免制度	15

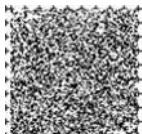
サービスを利用するための手続き

1. サービスごとの手続き一覧	17
2. 利用までの流れ	18
3. 手続きの詳しい説明	19
4. 問い合わせ窓口	21

精神障害者

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- ・精神障害を事由とする「年金」または「特別障害者給付金」を受けていることが確認できる証書をお持ちの人
- ・自立支援医療受給者証(ただし、精神通院医療に限ります)をお持ちの人
- ・医師の診断書がある人など

※一部のサービスでは、対象要件が異なります。



1 まずは相談してみる



区分：障害支援区分の程度です
手続き：P17-18でご確認ください
児：18歳未満でも利用できます

障害者相談支援センター

障害者やその家族・介護者などからの相談に応じ、情報提供や助言などの必要な支援を行います。各センターの連絡先は、P.21～22をご確認ください。

区分
手続き
不要
直接
児

計画相談支援

生活に対するニーズや悩みを聞きながら、障害福祉サービスの利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、定期的に利用計画の見直しを行います。

※障害福祉サービス・地域相談支援の申請が却下された場合、計画相談支援も却下の取り扱いになります。

区分
手続き
不要
3
児

地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設や精神科病院、救護施設や矯正施設に入所・入院している障害者が、地域生活へ移行するための支援を行います。

区分
手続き
1～6
2
児

地域相談支援（地域定着支援）

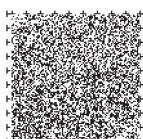
地域での生活が不安な単身の障害者などを対象に、困ったことがあったときに電話相談や緊急訪問を行います。

区分
手続き
1～6
2
児

自立生活援助

施設入所支援等を受けていた障害者が居宅において自立した日常生活を営むための情報の提供や助言など必要な援助を行います。

区分
手続き
不要
2
-



2 自宅で受けるサービス



きよたくかいご 居宅介護(ホームヘルプ)

じたく にゅうよく はい しょくじ かいご おこな
自宅で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

区分 1~6 手続き 1 児

じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護

じゅうど しょうがい したいふじゅう ちときょうがい せいしんじょうがい つね かいご ひつよう ひと たいじょう じたく
重度の障害(肢体不自由・知的障害・精神障害)があり、常に介護が必要な人を対象に、自宅に
にゅうよく はい しょくじ かいご がいしゅつ いどうちゅう かいご そうごうてき おこな
て、入浴・排せつ・食事の介護や、外出するときの移動中の介護などを総合的に行います。

区分 4~6 手続き 1 -

じゅうどじょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

かいご ひつようせい たか ひと たいじょう きよたくかいご ふくすう ほうかつてき ていきょう
介護の必要性がとても高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

区分 6 手続き 1 児

じゅうどしんたいじょうがいしゃほうもんにゅうよく 重度身体障害者訪問入浴サービス

じゅうど しんたいじょうがい したいふじゅう じたく にゅうよく むずか ひと たいじょう ほうもん じたく
重度の身体障害(肢体不自由)があり、自宅での入浴が難しい人を対象に、訪問により自宅
にゅうよく おこな りょう きばう ぱあい しょうがいしゃそだんしえん
での入浴サービスを行います。利用を希望する場合は、障害者相談支援センター(P.21~22)
そだん
へご相談ください。

区分 不要 手続き 直接 -

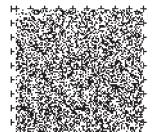
ようかいごこうれいしゃとうほうもんりびょう 要介護高齢者等訪問理美容サービス

しんたいじょうがいしゃてちょう きゅう も さいみまん ひと しんたい じょうがい がいしゅつ こんなん ひと
身体障害者手帳1・2級をお持ちの65歳未満の人で、身体の障害により外出が困難な人を
たいじょう りょうし びょうし じたく ほうもん ちょうはつ おこな
対象に、理容師・美容師が自宅を訪問して調髪・カットを行います。

区分 不要 手続き 3 児

【障害支援区分とは】

- ・障害の特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。
- ・非該当から区分1~6に分けられています。(区分6が、支援の度合いが最も高い状態)
- ・この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。



3 外出を支援するサービス



同行援護

視覚障害により移動に困難がある人を対象に、移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事などの介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

区分
不要 | 手続き
1 2 | 児

行動援護

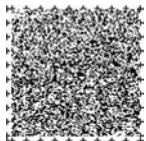
知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある人を対象に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

区分
3~6 | 手手続き
1 | 児

移動支援(ガイドヘルプ)

地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な人を対象に、外出のための支援を行います。

区分
不要 | 手手続き
3 | 児



4 すばらしい住まいの場としてのサービス



施設入所支援

区分 4～6
50歳以上の場合: 3～6

手続き
1

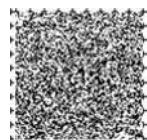
障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

共同生活援助(グループホーム)

世話人などから、相談・入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域のアパート・マンション・一戸建てなどにおいて、複数人での共同生活を行います。

療養介護

病院などの医療機関において医療的ケアを必要とする障害のある人で、常に介護を必要とする人を対象に、医療機関による医療的ケアと、機能訓練、療養上の管理、看護や食事・入浴・排せつ・着替えなどの介助、日常生活上の支援などの福祉サービスをあわせて行います。



5 施設に通うサービス



短期入所(ショートステイ)

介護を行う人の理由により、短期間の入所が必要な場合、入浴・排せつ・食事などの支援を行います。

生活介護

常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護など行うとともに、創作的活動または生産活動の場を提供します。

自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練や、相談・助言を行います。

○機能訓練：理学療法・作業療法などのリハビリテーションなど

○生活訓練：入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練など

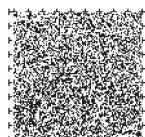
○宿泊型：居室などをを利用して、家事などの日常生活能力を向上させるための支援など

日中一時支援(日帰りショート)

介護者の病気や冠婚葬祭、一時的な休息のため、施設において日中活動の場を提供します。

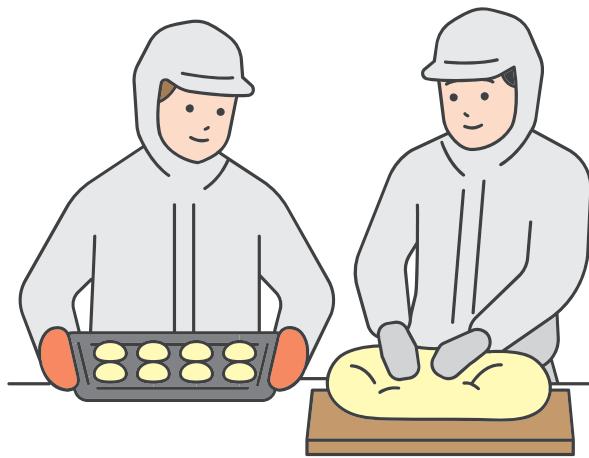
地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するとともに、日常生活に必要な支援を行います。利用については、希望する施設に直接ご相談ください。



6

就労に関するサービス



就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	手続き
すべて	2

就労継続支援（A型）

一般企業などの就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	手続き
すべて	2

就労継続支援（B型）

一般企業などの就労が困難な人に、生産活動やその他の活動の機会などの働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	手続き
すべて	2

就労定着支援

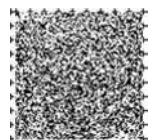
就労移行支援など^(※)を利用して一般企業などへ就労した人が働き続けられるよう、一定期間、相談などの支援を行います。

区分	手続き
すべて	2

^(※)対象サービス：就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立訓練、生活介護

「しごとサポート」もご利用ください

就職を希望する人や在職中の人に對して、関係機関や企業と連携し、就労に関する様々な支援を行います。相談を希望する場合は、お住まいの区（または働いている区）を管轄するしごとサポートまでご連絡ください。



7 福祉用具



補装具

区分

不要

児

身体の障害により身体機能を補うための用具(補装具)を必要としている人を対象に、
補装具の購入、修理などにかかる費用を支給します。

※申請前に購入済みの場合は、費用が支給できませんので、必ず事前に区役所にご相談ください。

○利用の流れ

①区役所に相談

②区役所に申請書、見積書などを提出 ※意見書の提出や、更生相談所での判定が必要な場合があります。

③支給決定後に決定通知書、支給券などが届く

④事業者から補装具の購入や修理などを受ける

日常生活用具

区分

不要

児

日常生活を便利に、また容易にするために必要な用具の購入にかかる費用を支給します。

※用具によって、対象となる障害の種類、程度、用具の性能、給付限度額などについて基準があります。

※申請前に購入済みの場合は、費用が支給できませんので、必ず事前に区役所にご相談ください。

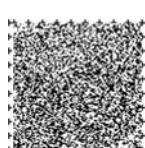
○利用の流れ

①区役所に相談

②区役所に申請書、カタログなどを提出 ※意見書の提出が必要な場合があります。

③支給決定後に決定通知書、支給券などが届く

④事業者から用具を購入



8 コミュニケーションのサポート



手話通訳者・要約筆記者の派遣

区分
不要 | 手続き
直接 | 児

聴覚障害のある人に対して、公的機関や医療機関などでのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

【ご相談・申し込み先】

- 手話通訳者・・・神戸ろうあ協会 (FAX: 078-371-3052, TEL: 078-371-3071)
- 要約筆記者・・・神戸ろうあ協会 (FAX・TEL: 078-595-9877)

盲ろう者通訳・介助員の派遣

区分
不要 | 手手続き
直接 | 児

おひとりでの外出が困難な視覚・聴覚の重複障害がある人を対象に、コミュニケーションや移動などを支援するため、通訳・介助員を派遣します。

【ご相談・申し込み先】

- ひょうご盲ろう者支援センター (FAX: 078-579-7603, TEL: 078-579-7601)

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

区分
不要 | 手手続き
直接 | 児

意思疎通を図ることが困難な失語症の人を対象に、コミュニケーションや移動を支援するため、意思疎通支援者を派遣します。

【ご相談・申し込み先】

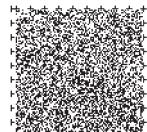
- 福祉局障害福祉課 (FAX: 078-322-6044, TEL: 078-322-5228)

重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援

区分6
※障害児を除く | 手手続き
3 | 児

重度の障害があり発語がわかりにくいなどの理由で、医療機関への入院時に医師や看護師との意思疎通が十分に行えない場合、障害福祉サービス(居宅介護など)で利用中のヘルパーをコミュニケーション支援員として派遣します。

※病院等における重度訪問介護を利用している場合、この制度との併用はできません。



1 利用者が負担する費用

◎サービスを利用した場合は、サービスを提供する事業者に利用料を支払います。

◎利用料の自己負担額は、サービス利用料の1割が原則ですが、所得の状況によって上限月額(P.13-14)が決まっています。

◎サービスの種類によっては、食費や光熱水費、日用品費などが実費負担になります。詳しくは、利用する施設や事業者にお問い合わせください。

相談に関するサービス

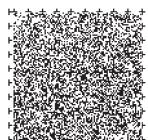
サービスの種類	自己負担額	他の費用	イラスト
障害者相談支援センター	無料	なし	
計画相談支援	無料	なし	
地域相談支援(地域移行・地域定着)	無料	・食費 ・外出時の交通費	
自立生活援助	原則 1割	なし	

自宅で受けるサービス

サービスの種類	自己負担額	他の費用	イラスト
居宅介護	原則 1割	なし	
重度訪問介護	800円/回	なし	
重度障害者等包括支援	2,000円/回	なし	

外出を支援するサービス

サービスの種類	自己負担額	他の費用	イラスト
同行援護 行動援護 移動支援	原則 1割	・交通費等	



すば 住まいの場としてのサービス

サービスの種類	自己負担額	他の費用
施設入所支援 共同生活援助(グループホーム) 療養介護	原則 1割	<ul style="list-style-type: none"> ・食費 ・日用品費等 ・光熱水費等(施設入所支援・共同生活援助) ・家賃(共同生活援助)
施設に通うサービス		
短期入所 生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型) 日中一時支援(日帰りショート)	原則 1割	<ul style="list-style-type: none"> ・食費 ・日用品費等 ・光熱水費等 (短期入所、宿泊型自立訓練)
地域活動支援センター	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・食費 ・プログラム参加費等



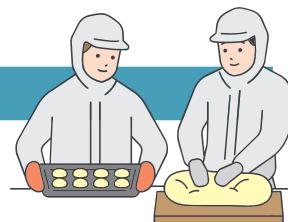
施設に通うサービス

サービスの種類	自己負担額	他の費用
短期入所 生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型) 日中一時支援(日帰りショート)	原則 1割	<ul style="list-style-type: none"> ・食費 ・日用品費等 ・光熱水費等 (短期入所、宿泊型自立訓練)
地域活動支援センター	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・食費 ・プログラム参加費等



就労に向けたサービス

サービスの種類	自己負担額	他の費用
就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援	原則 1割	<ul style="list-style-type: none"> ・食費 ・日用品費等



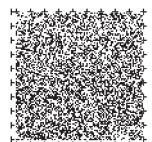
福祉用具

サービスの種類	自己負担額	他の費用
補装具 日常生活用具	原則 1割	<ul style="list-style-type: none"> ・基準額を超える部分が 実費負担となることがあります



コミュニケーションのサポート

サービスの種類	自己負担額	他の費用
入院時コミュニケーション支援	原則 1割	・なし
手話通訳者・要約筆記者の派遣 盲ろう者通訳・介助員の派遣 失語症者向け意思疎通支援者の派遣	無料	・なし



2 自己負担の上限月額

◎利用する人の所得の状況によって、自己負担の上限月額が決まっています。

所得の状況は、下記の範囲で判断します。

区分	年齢	世帯の範囲
障害者	18歳以上(施設入所は20歳以上)	障害者本人と配偶者
障害児	18歳未満(施設入所は20歳未満)	保護者の属する住民基本台帳の世帯

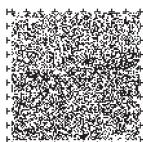
1つの世帯に所得のある方が複数名いる場合には、市民税所得割額の合計額で判断します。

障害者の場合

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護(または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付)を受給している世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般①	市民税課税世帯で、判定用市民税所得割額が16万円未満 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、 市民税課税世帯の場合、「一般②」となります。	9,300円
一般②	市民税課税世帯で、一般①以外の場合	37,200円

障害児の場合

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護(または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付)を受給している世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般①	市民税課税世帯で、判定用市民税所得割額が28万円未満 市民税課税世帯で、判定用市民税所得割額が28万円未満(施設入所)	4,600円 9,300円
一般②	市民税課税世帯で、一般①以外の場合	37,200円



じこふたん じょうげんげつがく こべつ き 自己負担の上限月額が個別に決まっているサービス

- ・補装具
- ・日常生活用具

区分	じょうげんげつがく 上限月額	
	18歳以上	18歳未満
生活保護(または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付)を受給している世帯		えん 0円
市民税非課税世帯		
判定用市民税所得割額が3万3千円未満		えん 10,000円
判定用市民税所得割額が3万3千円以上23万5千円未満	37,200円	えん 24,600円
判定用市民税所得割額が23万5千円以上		えん 37,200円
判定用市民税所得割額が46万円以上	対象外	37,200円

1つの世帯に所得のある方が複数名いる場合には、一番所得の多い方(市民税課税額が一番高い方)の金額で判断します。

じょうげんげつがく せってい 上限月額が設定されないサービス

- 下記のサービスは、上限月額が設定されないため、利用回数などによって自己負担額が決まります。
- ただし、※のサービスでは、所得の状況によって、自己負担額が無料になる場合があります。

- 日中一時支援(日帰りショート)※
- 訪問入浴サービス※
- 訪問理美容サービス

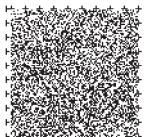
「判定用市民税所得割額」ってなに?

・住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除(ふるさと納税など)を適用する前の市民税所得割額(※)から、以下の額を控除して計算される額です。

(※)平成30年度税制改正前の税率(市民税6%・県民税4%)による。

【控除される額】

16歳未満の扶養親族1人につき·····	19,800円
16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき·····	7,200円



3 サービス利用料の減免制度

◎サービスを利用する人の負担が増えすぎないよう、一定の要件を満たす人を対象に、同一世帯での自己負担額が高額となった場合の還付や、実費負担部分の軽減などを受けることができます。

◎申請手続きなど、詳しくは区役所へお問い合わせください。

1

高額障害福祉サービス等給付費

申請 必要

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人や補装具費を支給されている人が複数いる場合などで、世帯の自己負担額の合計が基準額を超える場合に、超えた分を支給します。

基準額

所得区分	基準額
生活保護等受給世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

合算の対象となる費用

- 介護保険法に基づくサービス利用料
- 障害者総合支援法に基づくサービス利用料
- 補装具費の自己負担額
- 児童福祉法に基づく「障害児支援(入所・通所)」のサービス利用料
- 移動支援(ガイドヘルプ)のサービス利用料

高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減

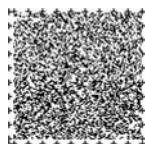
65歳になるまでに、5年以上特定の障害福祉サービスを利用していた人で、一定の要件を満たす場合は、介護保険サービスの利用者負担の一部を支給します。

2

施設に入所している人の実費負担軽減

申請 必要

生活保護等受給世帯または市民税非課税世帯(20歳未満の場合は全ての世帯)の人を対象に、実費負担額のうち一定の金額を減額します。



3

グループホーム入居者の家賃の補助

しんせい ひつよう
申請 必要

にゅうきょしゃ やちん ほじょ
 グループホームに入居している人を対象に、利用者が支払う家賃の一部を支給します。
 こうねつすいひ きょうえきひ しょくひ しきん れいきん たいしょう
 ※光熱水費、共益費、食費、敷金・礼金などは対象になりません。

せいかつほごじゅきゅうせたい
 生活保護受給世帯
 ほそくきゅうふ とくていしょうがいしゃとくべつきゅうふひ じょうげん えん
 補足給付(特定障害者特別給付費):上限10,000円

しみんぜいひかぜいせたい
 市民税非課税世帯
 ほそくきゅうふ とくていしょうがいしゃとくべつきゅうふひ じょうげん えん
 ①補足給付(特定障害者特別給付費):上限10,000円
 こうべしやちんふたんけいげんじぎょう やちんがく えん じょうげん えん
 ②神戸市家賃負担軽減事業:(家賃額 - 10,000円) ÷ 2 ※上限15,000円
 やちんげつがく えん こ ぱあい りょうはう ほじょ う
 ※家賃月額が10,000円を超える場合は、①・②の両方の補助が受けられます。

れい しみんぜいひかぜいせたい やちんげつがく えん ぱあい
 例:市民税非課税世帯で、家賃月額が45,000円の場合

ほそくきゅうふ 補足給付 (特定障害者特別給付費)	こうべしやちんふたんけいげんじぎょう 神戸市家賃負担軽減事業	じっびふたん 実費負担
えん 10,000円	えん 15,000円	えん 20,000円

4

通所サービスなどの食費軽減

しんせい ふよう
申請 不要

つうしょ たんきにゅうしょ りょう ひと しょとく ようけん み ひと たいしょう
 通所サービスまたは短期入所を利用する人で、所得の要件を満たす人を対象に、
 しょくひ じっびふたんがく じんけんひ そうとう がく げんがく
 食費の実費負担額のうち、人件費に相当する額が減額されます。

しょとく ようけん
所得の要件

さいいじょう 18歳以上	せいかつほごとうじゅきゅうせたい しみんぜいひかぜいせたい はんていようしみんぜいしょとくわりがく まんえんみまん 生活保護等受給世帯、市民税非課税世帯または判定用市民税所得割額が16万円未満
さいみまん 18歳未満	せいかつほごとうじゅきゅうせたい しみんぜいひかぜいせたい はんていようしみんぜいしょとくわりがく まんえんみまん 生活保護等受給世帯、市民税非課税世帯または判定用市民税所得割額が28万円未満

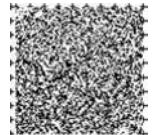
5

生活保護への移行防止

しんせい ひつよう
申請 必要

ふたんけいげんさく りょう せいかつほご たいしょう ぱあい せいかつほご たいしょう がく
 1~4の負担軽減策を利用しても生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで、
 じこふたん じょうげんばつがく しょくひ じっびふたんがく ひ さ
 自己負担の上限月額や食費などの実費負担額を引き下げます。

たいじょう くやくしょ せいかつほご しんせい にんてい
 ※対象となるかどうかは、区役所に生活保護の申請をしたときに認定されます。



1 サービスごとの手続き一覧

① 障害支援区分の認定が必要なサービス

じたくう 自宅で受けるサービス	きよたかくいご 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援
がいしゅつしえん 外出を支援するサービス	こうどうえんご 行動援護
すば 住まいの場としてのサービス	しせつにゅうしょ 施設入所支援、療養介護、共同生活援助(※)
しせつかよ 施設に通うサービス	たんきにゅうしょ 短期入所、生活介護、日中一時支援(※)

② 障害支援区分の認定が不要のサービス

そだんかん 相談に関するサービス	ちいきそだんしえん 地域相談支援(地域移行・地域定着)、自立生活援助
がいしゅつしえん 外出を支援するサービス	どうこうえんご 同行援護(※)
しせつかよ 施設に通うサービス	じりつくんれん 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)
しゅうろうかん 就労に関するサービス	しゅうろういこうしえん 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援

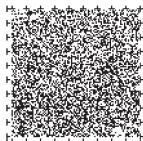
③ その他

そだんかん 相談に関するサービス	けいかくそだんしえん 計画相談支援
じたくう 自宅で受けるサービス	ほうもんりびょう 訪問理美容サービス
がいしゅつしえん 外出を支援するサービス	いどうしえん 移動支援
ふくしょぐ 福祉用具	ほそうぐ 補装具、日常生活用具 ※手続きについてはP.9をご確認ください。
コミュニケーションのサポート	にゅういんじ 入院時コミュニケーション支援

区役所での申請が不要のサービス

※下記サービスの利用を希望する場合は、(問)の連絡先にお問い合わせください。

そだんかん 相談に関するサービス	しょうがいしゃそだんしえん 障害者相談支援センター (問)P.21-22をご確認ください。
しせつかよ 施設に通うサービス	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター (問)利用を希望する事業者に直接ご連絡ください。
じたくう 自宅で受けるサービス	ほうもんにゅうよく 訪問入浴サービス (問)障害者相談支援センター(P.21-22)にご相談ください。
コミュニケーションのサポート	しゅわつうやくしゃ 手話通訳者・要約筆記者の派遣、盲ろう者通訳・介助員の派遣、 しつごしょしゃ 失語症者向け意思疎通支援者の派遣 (問)P.10の連絡先にご相談ください。



2 利用までの流れ

- ◎サービスを利用するためには、区役所への申請(利用申し込み)が必要です。
- ◎手続きの詳しい説明は、P.19-20をご確認ください。

区役所または障害者相談支援センターに相談

区役所に利用申請書を提出 P.19 ①

①障害支援区分の認定が
必要なサービス

②障害支援区分の認定が
不要のサービス

③その他
(福祉用具を除く)

プラン(サービス等利用計画)案を作成
していとくていそだんしょんじぎょうしゃ
指定特定相談支援事業者にプランの作成を依頼
(セルフプランも可能) P.20 ①

障害支援区分の認定調査 P.19 ②

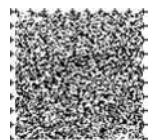
障害支援区分
(1~6)の認定

プラン(案)を区役所に提出

受給者証(利用券)が届く P.19 ③

完成したプランを区役所に提出する

サービスの利用開始 ※サービスを提供する事業者との契約が必要です P.20 ②



3 手続きの詳しい説明

1

区役所で行う手続き

① 利用申請

本人または家族が、サービス利用の申請を行います。

必要な書類の例

◎サービス利用申請書

◎障害者手帳

◎収入を証明する書類など

※障害種別や利用するサービスによって、必要な書類が異なります。詳しくは、区役所にご確認ください。

② 障害支援区分の認定調査を受ける

利用者の心身の状況などを確認するため、調査員が訪問し、本人や家族などからの聞き取り(=調査)を行います。調査の内容をふまえて、審査会で審査・判定を行い、障害支援区分を認定します。

※障害支援区分の有効期限は最長で3年間です。

※神戸市から利用者の主治医に医師意見書を送付します。長い間、診察等を受けていない人は、主治医に「障害支援区分の意見書」が神戸市から届くことを説明し、必要であれば受診してください。

③ 受給者証などが届く

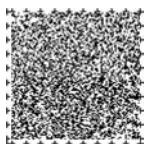
区役所から、「支給決定通知書」と「受給者証」などが届きます。

受給者証は、サービスの契約や利用のときに必要ですので、大切に保管してください。

受給者証には有効期限があります

利用するサービスの種類によって、受給者証の有効期限が決まっています。

受給者証の「支給期間」が終了したあとも、引き続きサービス利用を希望する場合は、支給期間が終了する前に、区役所に相談・申請をする必要があります。



2

サービスを提供する事業者と行う手続き

① プラン(サービス等利用計画)を作成

○プラン(サービス等利用計画)は、サービスを利用する人が、生活をする上で必要なサービスを上手に活用し、生活の質をさらに向上させるために作る計画です。

○指定特定相談支援事業所と契約することで、専門の職員(相談支援専門員)にプランの作成を依頼することができます。

○相談支援専門員は、サービスを利用する人の希望をふまえてプランを作成し、サービスの利用調整を行います。また、一定期間ごとに計画の見直し(モニタリング)を行います。

【プラン作成の進め方】

1 プラン作成を依頼する(予定)事業者の届出

プラン作成を依頼する事業者を、区役所に届け出ます。

2 プランを作成する事業者と契約

直接、プランを作成する事業者に申し込みます。

3 プラン(案)の作成

契約した事業者が、自宅などを訪問し、生活の悩みや希望するサービスの内容を聞き取ります。聞き取った内容と、認定された障害支援区分をふまえて「サービス等利用計画案」を作成します。

4 サービス担当者会議の開催

支給が決定すると、プランを作成する事業者が、サービスを提供する事業者と一緒に、内容を具体的に考えプランを作成します。

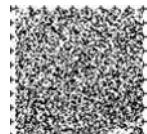
5 プランの提出

プランが完成したら、区役所に提出します。

② サービスの利用開始(契約)

直接、利用を希望する施設や事業者に「受給者証」を提示して、利用を申し込みます。さらに、契約書や重要事項説明書などでサービスの内容を確認し、事業者と利用契約を結びます。

※契約を結んだときは、事業者から「受給者証別冊(障害福祉サービス契約内容等記入表)」に、契約内容を記入してもらいます。契約を変更・終了するときも、記入が必要です。



4 相談・問い合わせ先

1

障害者相談支援センター

窓口開設時間：月曜～金曜 9:00～19:00

★のセンターは土曜・日曜・祝日(9:00～17:00)も開設しています。

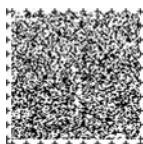
相談できること

◎ 地域で生活するために必要なサービスの案内や利用方法など

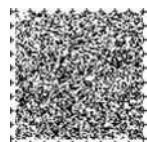
◎ 日常生活の悩み、家族のこと、仕事のこと、経済的な問題、一人暮らしの希望、将来のことなど

◎ 障害福祉サービスの利用に関するこ

	電話番号	FAX番号	所在地
東灘区	おかもと 障害者相談支援センター★	452-1510	〒658-0073 東灘区西岡本2-25-1
	うおざき 障害者相談支援センター	451-3760	〒658-0083 東灘区魚崎中町4-10-32 魚崎デイサービス内
	ひがしなだ 障害者相談支援センター★	431-5003	〒658-0083 東灘区魚崎中町4-3-18 魚崎中町デイサービス内
灘区	なだ 障害者相談支援センター★	882-7013	〒657-0846 灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内1階
	たちばな 障害者相談支援センター★	367-6651	〒650-0016 中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター内1階
中央区	いそがみ 障害者相談支援センター★	200-5611	〒651-0086 中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内
	ひょうご 障害者相談支援センター★	686-1731	〒652-0897 兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内2階



		電話番号	FAX番号	所在地
北区 きたく	きた 障害者相談支援センター★	592-1371	592-1381	〒651-1114 北区鈴蘭台西町1-26-2
	ほくしん 障害者相談支援センター★	982-1122	982-1022	〒651-1302 北区藤原台中町1-2-2 エコールリラ1階
	たにがみ 障害者相談支援センター	582-4431	582-4432	〒651-1245 北区谷上東町8-21 シャトーノールデューII1階
長田区 ながたく	にしだい 障害者相談支援センター★	643-3730	643-3731	〒653-0834 長田区川西通5-101-1
	しんながた 障害者相談支援センター★	611-8860	611-8861	〒653-0038 長田区若松町4-2-15 ピフレ新長田2階
須磨区 すまく	きたすま 障害者相談支援センター★	795-1453	795-1454	〒654-0154 須磨区中落合2-2-8 ワコーレ須磨名谷 ステーションマーカス1階
	たかとり 障害者相談支援センター★	739-1292	739-1293	〒654-0024 須磨区大田町7-3-15 須磨区障害者地域生活支援拠点内
垂水区 たるみく	たるみ 障害者相談支援センター★	782-6661	786-0210	〒655-0006 垂水区本多聞7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内
	たるみみなみ 障害者相談支援センター	704-3340	704-4040	〒655-0893 垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階
西区 にしく	にしこうべ 障害者相談支援センター★	996-9820	996-9821	〒651-2242 西区井吹台東町1-1-1 西神南センタービル7階
	たまつあけぼの 障害者相談支援センター	927-4171	927-4172	〒651-2134 西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター内
	ひらのせいしん 障害者相談支援センター★	962-5512	962-5540	〒651-2276 西区春日台5-174-10 西区障害者地域生活支援拠点内

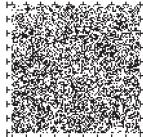


2

くやくしょほけんふくしぶ
区役所保健福祉部

受けつけじかん げつよう きんよう のぞ
受付時間：月曜～金曜 8:45～17:15 (12:00～13:00は除く)

	電話番号 でんわばんごう	FAX番号 ばんごう	所在地 しょざいち
ひがしなだくやくしょ 東灘区役所 保健福祉部保健福祉課	841-4131	851-9333	〒658-8570 東灘区住吉東町5-2-1
なだくやくしょ 灘区役所 保健福祉部保健福祉課	843-7001	843-7018	〒657-8570 灘区桜口町4-2-1
ちゅうおうくやくしょ 中央区役所 保健福祉部保健福祉課	335-7511	335-7919	〒651-8570 中央区東町115番地
ひょうごくやくしょ 兵庫区役所 保健福祉部保健福祉課	511-2111	521-3455	〒652-8570 兵庫区荒田町1-21-1
きたくやくしょ 北区役所 保健福祉部保健福祉課	593-1111	594-0934	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1-9-1
ほくしんくやくしょ 北神区役所 保健福祉課	981-5377	984-2334	〒651-1302 北区藤原台中町1-2-1 (北神中央ビル2階・4階)
ながたくやくしょ 長田区役所 保健福祉部保健福祉課	579-2311	579-2343	〒653-8570 長田区北町3-4-3
すまくやくしょ 須磨区役所 保健福祉部保健福祉課	731-4341	735-8159	〒654-8570 須磨区大黒町4-1-1
きたすましょ 北須磨支所 保健福祉課	793-1444 793-1335	795-1140	〒654-0154 須磨区中落合2-2-5(名谷センタービル5階)
たるみくやくしょ 垂水区役所 保健福祉部保健福祉課	708-5151	709-6006	〒655-8570 垂水区日向1-5-1
にしくやくしょ 西区役所 保健福祉部保健福祉課	940-9501	990-2521	〒651-2295 西区糀谷5-4-1



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization
Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

発行：神戸市
令和6年2月発行